

「ランチタイムコンサート」発表条件

1 目的

音楽やダンス等の生涯学習に取り組む団体及び個人が日頃の学習成果を発表することにより、生涯学習への意欲を喚起するとともに、来館者への憩いの場を提供する。

2 発表条件

- (1) 本事業の目的を承知していること。
- (2) 発表できる内容は、音楽、ダンス、マジック、落語、朗読など、本コンサート会場で発表可能なもの。
- (3) (2) の発表内容に該当していても、次のような発表はできない。
 - ・入場料を徴収するもの
 - ・準備、片付けに長時間かかるもの
 - ・他の催物の妨げになるもの
 - ・極端に多くの機材等を使用するもの
 - ・大音量で演奏するもの（エレキギター等を使用するバンド）
 - ・営利目的、政治活動、宗教活動をとまなうもの
 - ・騒じょうをおこす恐れがあるもの
 - ・その他、目的に沿わないと館長が判断したもの
- (4) コンサートの会場は、1階ロビーの県立生涯学習センターが指定する場所とする。
- (5) 発表は、原則、1団体等につき、年度内1回までとする。
- (6) 出演料は無料とする。
- (7) 県立生涯学習センターは、発表者に対して謝礼及び交通費、楽器等の運搬費の支払いはしない。
- (8) 発表に必要なマイク、アンプ、CDデッキ等の音響機器、机、椅子等は、県立生涯学習センターが無料で提供する。その他、発表に必要な物品は、県立生涯学習センターの承認を得て発表団体が持込むこと。
- (9) 発表の可否を通知後、速やかに県立生涯学習センターの係員と事前打合せをおこなうこと。
- (10) 県立生涯学習センターは、係員2名（音響等1名、司会者1名）を配置する。
- (11) 県立生涯学習センターがおこなう音響は、軽微なものとする。司会は、原則、発表の開始及び終了、発表者紹介をおこなうのみとする。
- (12) 発表団体がチラシ等を作成して広報する場合は、県立生涯学習センターに案を提出して承認を得ること。
- (13) 県立生涯学習センターは、HP及び施設内掲示等で広報に協力する。
- (14) 本書に定めていない事項については、その都度、館長の承認を必要とする。